

沼田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

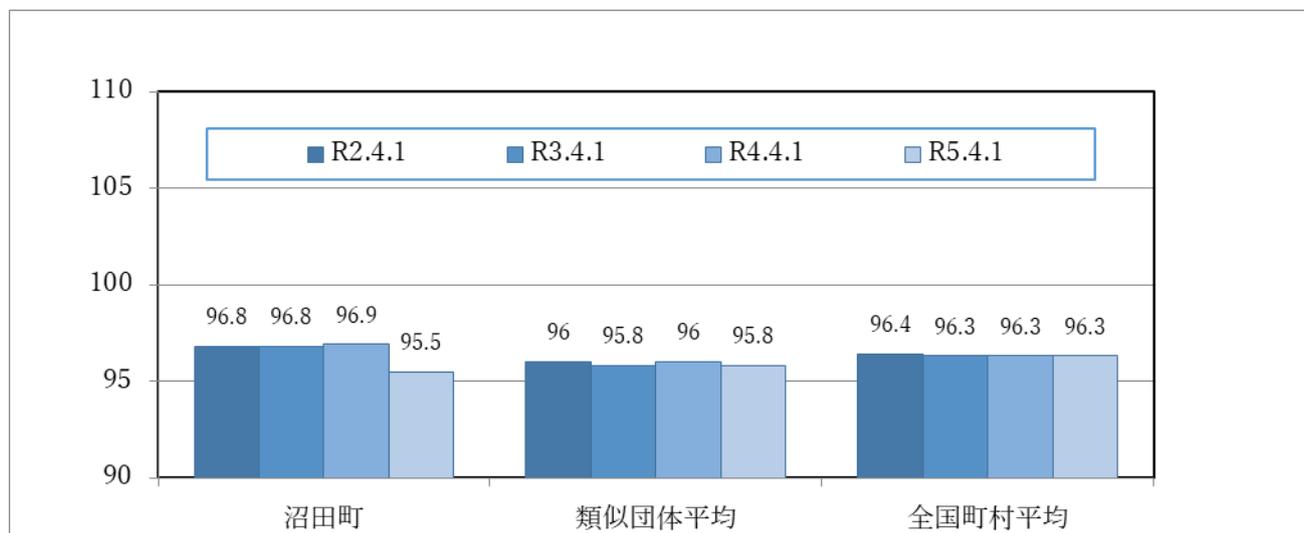
区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
令和 4年度	人 2,900	千円 6,187,265	千円 168,949	千円 917,277	% 14.8	% 15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和 4年度	人 85	千円 289,271	千円 53,023	千円 110,489	千円 452,783	千円 5,327	千円 5,356	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、4年4月1日現在の人数である。また。任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

・ 給料表の見直し 【実施済】

実施内容:国の見直し内容を踏まえ、給料水準を平均2%引下げ。若年層(1級の全号俸と2級の一部)に配慮し、3級以上の高位号俸については、最大4%程度の引下げを行う。

なお激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置として減給保障を実施。

実施時期:平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沼田町	41.9歳	311,973 円	366,106円	356,291 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分		沼田町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

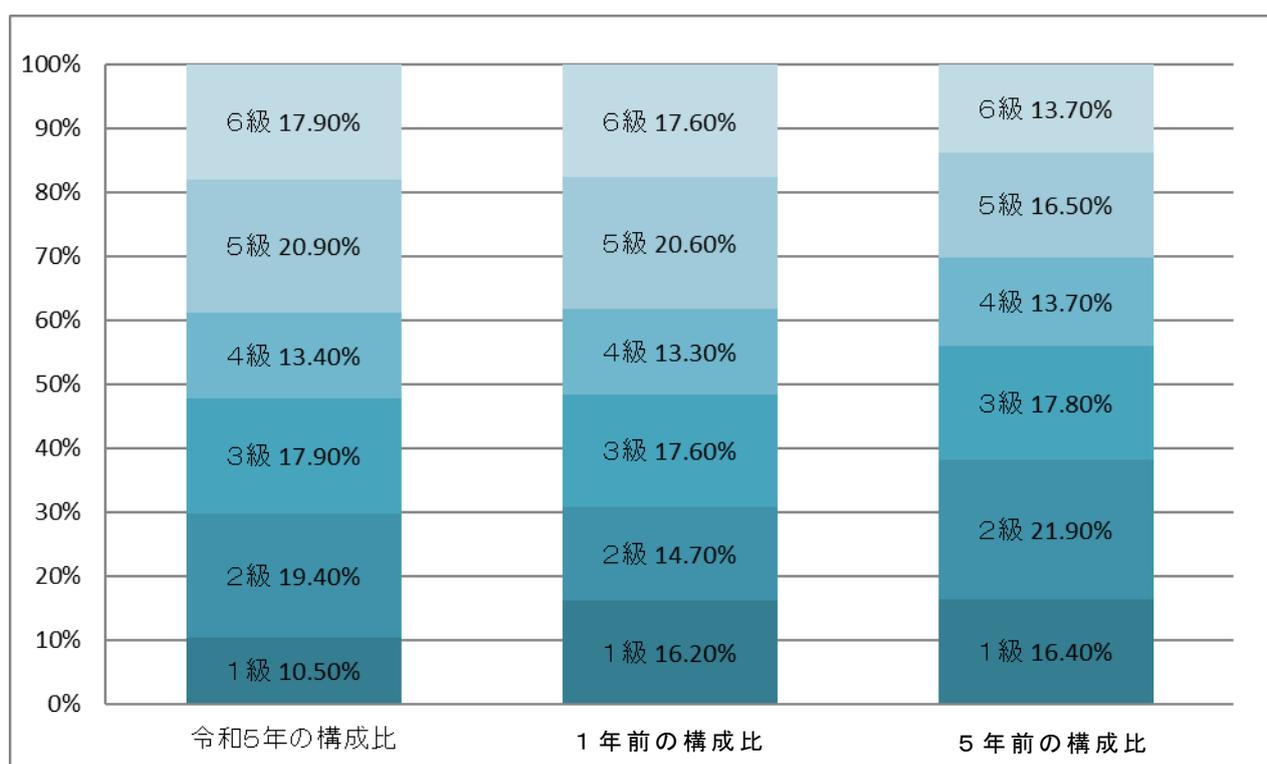
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,300 円	- 円	372,050 円	391,760 円
	高校卒	223,075 円	- 円	- 円	365,487 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

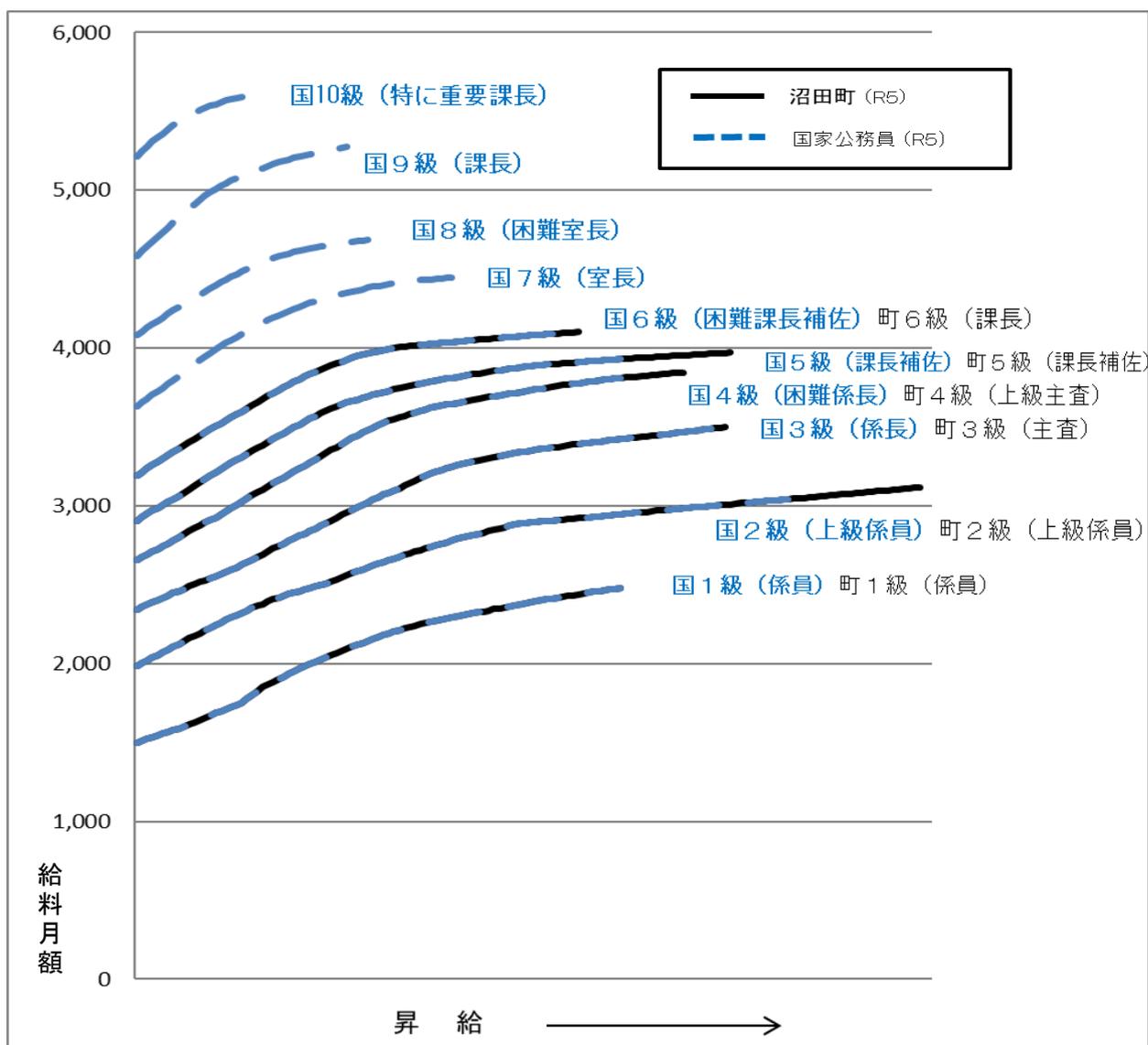
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	7人	10.5%	150,100円	247,600円
2級	主事	13人	19.4%	198,500円	311,700円
3級	主査	12人	17.9%	234,400円	350,000円
4級	主査	9人	13.4%	266,000円	384,600円
5級	課長補佐	14人	20.9%	290,700円	397,200円
6級	課長	12人	17.9%	319,200円	410,200円

- (注) 1 沼田町給与条例等に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和5年4月1日現在）

（百円）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（沼田町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沼田町	北海道	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,310 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,627 千円	— 千円
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.0月分 (1.35) (0.95)	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.0月分 (1.35) (0.95)	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.0月分 (1.35) (0.95)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（沼田町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

沼田町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%)			定年前早期退職特例措置(2%～45%)		
1人当たり平均支給額 730 千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0円

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		4,771千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		122,348円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		31.5%	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
老人ホーム 等業務手当	養護老人ホーム介護職員・看護師	介護業務・看護業務	月額 2,000円
	特別養護老人ホーム介護職員	介護業務	3,500円
	特別養護老人ホーム看護師	看護業務	3,000円
	グループホームの介護職員	介護業務	2,000円
老人ホーム 処遇改善手 当	養護老人ホーム介護職員 特別養護老人ホーム介護職員 グループホームの介護職員	介護業務	月額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	23,937千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	260千円
支給実績（3年度決算）	22,972千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	244千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円	同		12,398千円	233,925円
	子 10,000円				
	その他 6,500円				
	特定加算(16歳～22歳) 5,000円				
住居手当	家賃16,000円を超える者	同		19,790千円	190,288円
	家賃27,000円以下 家賃額-16,000円				
	家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円				
	家賃61,000円以上 28,000円	異	持ち家支給		
	持ち家 11,000円				

通勤手当	片道 2km以上～5km 2,000円 5km以上～10km 4,200円 10km以上～15km 7,100円	同		824千円	82,400円
管理職手当	課長 40,000円 課長補佐等 37,000円・30,000円	異	職務内容による金額	12,888千円	402,750円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時、緊急時の休日勤務 3,000円～6,000円	異	支給額	0千円	0円
寒冷地手当	世帯主（扶養親族有）26,380円 世帯主（扶養親族無）14,580円 その他の職員 10,340円	同		11,631千円	95,336円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	789,000円 (830,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円
	副市町村長	642,000円 (669,000円)	
報酬	議長	268,000円	318,000円 / 203,000円
	副議長	212,000円	300,000円 / 130,000円
	議員	177,000円	251,000円 / 109,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(4年度支給割合) 4.40月分	
	議長 副議長	(4年度支給割合) 4.40月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	給料月額×512.6/100×在職年数	17,018,320円 任期毎
	備考	給料月額×323.4/100×在職年数	8,654,184円

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

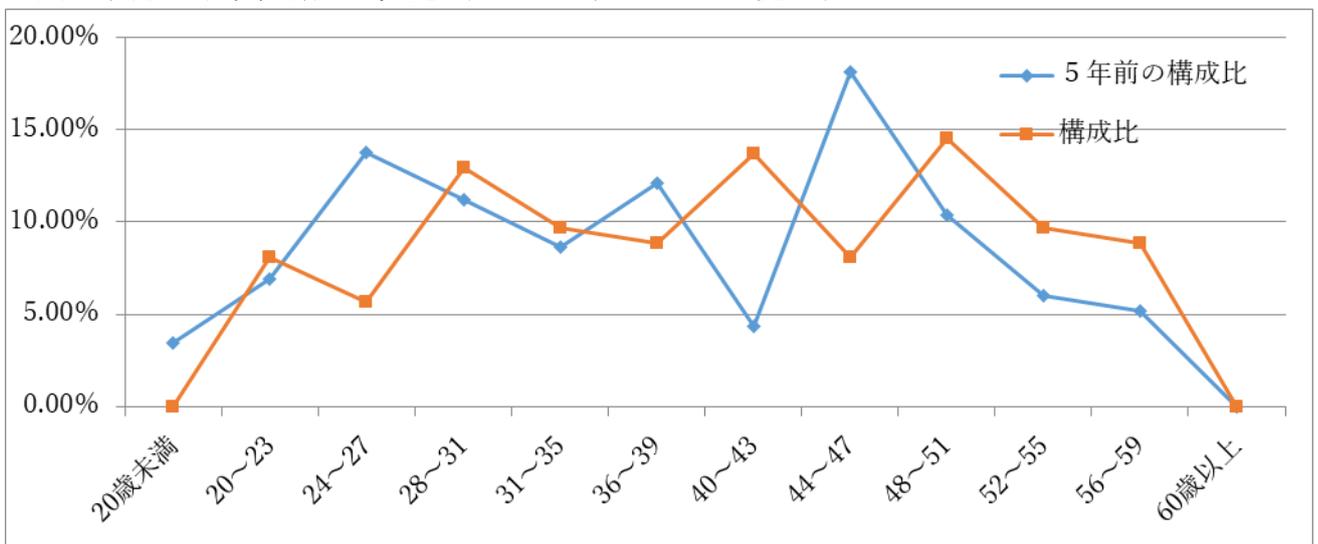
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	△ 1	事業見直し
		総務・企画	24	25		
		税 務	3	3		
		農 林 水 産	10	10		
商 工		1	1			
土 木		5	5			
民 生 衛 生		21	21			
計	74	75	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 255.17人 (親団体の人口1万人当たりの職員数 199.72人)		
教 育 部 門	11	10	1	業務内容の充実		
小 計	85	85		<参考> 人口1万人当たり職員数 293.10人 (親団体の人口1万人当たりの職員数 235.95人)		
公 営 会 計 部 門	水 道 下 水 道 其 他	水 道	1	1		勤務条件の改善のための増
		下 水 道	1	1		
		其 他	37	37		
小 計	39	39				
合 計			124 [138]	124 [138]		<参考> 人口1万人当たり職員数 427.59人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 -	人 10	人 7	人 16	人 12	人 11	人 17	人 10	人 18	人 12	人 11	人 -	人 124

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	73	73	75	72	75	74	1 (1.37%)
教育	10	10	9	10	10	11	1 (10.0%)
普通会計計	83	83	84	82	85	85	2 (2.41%)
公営企業等会計計	33	32	36	37	39	39	6 (18.18%)
総合計	116	115	120	119	124	124	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。